

○広島修道大学及び広島修道大学大学院休学等学生の身分異動に関する細則

(趣旨)

第1条 広島修道大学学則第29条第5項、第31条第2項及び第33条第3項並びに広島修道大学大学院学則第44条第6項、第46条第2項、第47条第2項及び第49条第3項に基づく休学、復学、退学、転学及び再入学の手続は、この細則の定めるところによる。

(休学及び復学)

第2条 休学しようとする者は、所定の休学願を提出しなければならない。

2 休学願を提出する者は、学部においてはあらかじめチューター又はゼミナール担当教員、大学院においては指導教員の了承を得なければならない。

第3条 感染症等疾患により療養の必要があると認めた者又は健康管理上休養の必要があると認めた者に対しては、学長は休学を命ずることができる。

第4条 休学を許可された者に対しては、本人の願い出により、授業料その他諸納付金の納入の減免を許可することがある。

第5条 休学期間は、当該学期末又は当該年度末までとする。ただし、休学期間を延長する場合は、休学期間終了までに願い出なければならない。

第6条 休学を許可された者は、休学期間の満了とともに、復学するものとする。

第7条 復学をする時期は、学期の初めとする。

第7条の2 前3条の規定にかかわらず、休学期間中に休学の事由が消滅したときは、休学の解除を学長に願い出て、その許可を得て復学することができる。ただし、復学の時期は、学期初めとする。

第8条 復学をした者の授業科目の履修は、復学年度にかぎり教学センターの指示に従わなければならない。

(退学及び転学)

第9条 退学しようとする者は、所定の退学願に保証人連署のうえその事由を記し、提出しなければならない。

2 退学願を提出する者は、学部においてはあらかじめチューター又はゼミナール担当教員、大学院においては指導教員の了承を得なければならない。

第10条 他の大学又は大学院に転学する者は、退学を願い出なければならない。

(再入学)

第11条 次の各号に掲げる者で、再入学を願い出るときは、再入学を許可することがある。

(1) 願いによって本学を退学した者

(2) 広島修道大学学則第32条第2号又は広島修道大学大学院学則第48条第2号により除籍された者

(3) 広島修道大学学則第32条第3号又は広島修道大学大学院学則第48条第3号により除籍された者

第12条 前条第1号により退学した者又は第2号により除籍された者が再入学を願い出るときは、2月末日までに所定の再入学願を提出しなければならない。

2 前項に基づく再入学については、当該学部教授会又は当該研究科委員会の議を経て学長が許可することがある。ただし、再入学の時期は、学年初めとする。

第13条 第11条第3号により除籍された者が、再入学を願い出るときは、所定の再入学願に保証人連署による諸納付金の滞納理由と将来かかることのない旨を記した誓約書を添えて、提出しなければならない。

2 前項の願い出のうち、翌学年の初めの再入学を願い出るときは前条の規定を準用する。

3 第1項の願い出のうち、同一年度において除籍日の翌日付での再入学を願い出るときは、本人及び保証人への除籍通知発信の日から2週間以内に提出しなければならない。

4 前項に基づく再入学は、当該学部教授会又は当該研究科委員会の議を経て学長が許可することがある。

第13条の2 前2条により再入学を許可された者は、その許可通知の日から2週間以内に再入学金を納入しなければならない。

2 前項に規定する納入期限を過ぎても再入学金を納入しないときは、再入学の許可を取消す。

第14条 第11条第3号により除籍された者が再入学に際して除籍の対象となった期間にかかる滞納諸納付金を納入したときは、当該期間を在学していたものとみなす。

2 前項に規定する滞納諸納付金の納入期限は再入学金と同一とする。

第15条 第13条第3項により再入学を許可された者の授業科目の履修は、再入学年度に限り教学センターの指示に従わなければならない。

(事務担当)

第16条 この細則に関する事務は、教学センターが担当する。

(細則の改廃)

第17条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

1 この細則は、1960年4月1日から施行する。

- 2 この細則は、一部を改正、追加して1961年4月1日から施行する。
- 3 この細則は、一部を改正、追加して1974年4月1日から施行する。
- 4 この細則は、一部を改正して1975年4月1日から施行する。
- 5 この細則は、第7条の2を追加し、1983年4月1日から施行する。
- 6 この細則は、第6条を改正し、1988年10月1日から施行する。
- 7 この細則は、第1条から第3条まで、第6条から第8条まで、第11条から第15条までを改正して、1992年4月1日から施行する。
- 8 この細則は、第1条及び第11条を1995年3月2日に改正し、1995年4月1日から施行する。
- 9 この細則は、第5条及び第7条を2006年11月2日に改正し、2007年4月1日から施行する。
- 10 この細則は、規程等整理の方針に基づき、2011年9月29日に改正し、同日から施行する。
- 11 この細則は、2014年1月9日に第8条及び第15条を改正し、2014年4月1日から施行する。
- 12 この細則は、2015年9月3日に第16条を改正し、2015年10月1日から施行する。
- 13 この細則は、2023年8月2日に細則名、第1条から第3条まで及び第9条から第15条までを改正し、第13条の2を追加して、2024年4月1日から施行する。